

医政歯発0401第3号
令和3年4月1日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長
(公 印 省 略)

「第4次食育推進基本計画」に基づく歯科口腔保健を通じた食育の推進について

食育基本法(平成17年法律第63号)第16条第1項に基づく標記計画の決定に伴い、今般、「第4次食育推進基本計画」の決定について(医政発0401第11号・健発0401第16号・生食発0401第26号・子発0401第3号・老発0401第13号)が発出されたところであり、下記の事項に特段のご配慮をお願いする。歯科口腔保健を通じた食育の更なる推進に努めていただくとともに、都道府県におかれては、管内市町村に対して情報提供や技術的な支援などの適切な支援を行っていただくようお願いする。

記

1 地方公共団体による食育推進計画の策定への参画について

食育基本法第17条及び第18条において、都道府県及び市町村は、食育推進基本計画を基本として、食育推進計画(以下「計画」という。)の策定に努めることとされている。第4次食育推進基本計画の決定に伴う各都道府県・市町村・特別区における計画の見直しに当たっては、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」をはじめとした歯科口腔保健の重要性の観点から、計画の見直しに参画するようお願いする。

2 歯科口腔保健を通じた食育の取組の推進について

健康寿命の延伸につながる食育を推進していくうえで、「噛む」「飲み込む」といった口腔機能が十分に発達し維持されることが重要であることから、口腔機能に着目した歯科保健サービスを含めた歯科口腔保健の推進は、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の推進においても、食育の観点からも重要である。

このため、具体的な目標として、引き続き「ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合」の増加を掲げている。小児期においては、歯・口腔機能の発達状況に応じた支援、成人期においては食べる速さ等の食べ方に着目した支援、高齢期においては口腔機能の維持・向上等の支援や口腔機能の低下による誤嚥・窒息の防止をはじめとした支援など、各ライフステージに応じた支援が必要とされていることから、関係機関、関係団体等様々な関係者が主体的かつ多様な連携・協働をし、健やかで豊かな生活を送るため、目標の達成に向けた取組の推進をお願いする。

また、「8020運動・口腔保健推進事業」において、歯科疾患の予防及び小児や高齢者の口腔機能の維持を推進するために実施している「歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業」について、令和3年度より、「食育推進等口腔機能維持向上事業」の補助対象を市町村にも拡大することとしており、当該事業も活用しつつ、更なる歯科口腔保健施策を推進していきたい。

なお、当該事業の詳細については、今後発出する要綱等により確認されたい。

3 多様な関係者の連携・協力の強化による取組の推進について

食育は幅広い分野にわたる取組が求められる上、様々な家庭の状況や生活の多様化といった食育をめぐる状況の変化を踏まえると、より一層きめ細やかな対応や食育を推進しやすい社会環境づくりが重要である。「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」においても、「60歳代における咀嚼良好者の割合の増加」など食育に関連する口腔機能に着目した指標が位置付けられており、目標の達成に向けて、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育に係る様々な関係者と主体的かつ多様に連携・協働した取組の推進をお願いする。

以上